


お申込みに際しましては、必ずこの「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット」のほか、「ご契約のしおり・約款」をあわせてご覧ください。くわしくは、外貨建保険販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。

- 「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。必ずご一読のうえ、大切に保管してください。
- 当書面に記載された取扱については、実際に取扱を行う時点におけるニッセイ・ウェルス生命所定の範囲内での取扱となり、将来変更される可能性があります。

<p>個人情報の お取扱いについて</p>	<p>▼ 保険契約申込時に取得する個人情報の利用目的</p> <p>当社をご契約の申込みに際して取得する個人情報について次の目的のために利用いたします。</p> <p>①各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い ②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理 ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実 ④その他保険に関連・付随する業務</p> <p>※当社は機微（センシティブ）情報を含め、取得した個人情報について、ご契約が締結に至らなかった場合や解約、保険期間満了後等保険契約が消滅した後も、各種保険契約のお引き受け、取引履歴の確認、各種照会等への対応、その他保険に関連・付随する業務等のために保持いたします。なお、取得した申込書関係書類等についての返却は行いません。</p> <p>▼ 機微（センシティブ）情報について</p> <ul style="list-style-type: none"> 当社は各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、保険商品の開発、医事研究・統計、保険事業の公平性の確保、保険制度の健全性維持、保険集団全体の公平性確保等、生命保険事業の適切な業務運営を確保する必要性から業務遂行上必要な範囲で、保健医療等の機微（センシティブ）情報を取得、利用または第三者提供いたします。また、取得した機微（センシティブ）情報は既に取得しているものも含まれます。 なお、機微（センシティブ）情報は、法令等により業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。 <p>※個人情報のお取扱いについての詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。</p>
<p>この書面の表記について</p>	<p>この「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット」では、「ご契約のしおり・約款」と一部異なる表記をしている場合があります。</p>
<p>生命保険募集人について</p>	<p>生命保険募集人は、お客さまとニッセイ・ウェルス生命保険株式会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対してニッセイ・ウェルス生命保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。なお、生命保険募集人の身分、権限などに関しまして確認をご希望の場合は、下記カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。</p>
<p>募集代理店からの お知らせ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●この保険にご契約いただくか否かが、募集代理店におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことはありません。 ●この保険はニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象とはなりません。
<p>お問い合わせについて</p>	<p>ニッセイ・ウェルス生命 カスタマーサービスセンター</p> <p>商品内容に関するご質問、契約内容のご照会、各種変更のご請求に関するお問い合わせは、カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。</p> <p> 0120-001-262</p> <p>受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～17：00 ※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。</p>

〔募集代理店〕

〔引受保険会社〕


ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

〒141-6023 東京都品川区大崎2-1-1

www.nw-life.co.jp

NW-02-22010-00 (22.11)



 ニッセイ・ウェルス生命

2023年4月版



契約締結前交付書面 兼 商品パンフレット
(契約概要／注意喚起情報)



- この商品は、ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、元本割れすることがあります。
 - 為替相場の変動等により、損失が生じることがあります。
- 詳細は、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」をご確認ください。

ニッセイ・ウェルス生命について



ニッセイ・ウェルス生命は、日本生命グループの一員です。

日本生命グループにおける金融機関窓販領域に特化した生命保険会社として、シニア富裕層マーケットを中心にお客様の多様なニーズにお応えする商品・サービスを提供しております。

■ 高品質の金融サービスを提供

当社では、主にシニアマーケットにフォーカスした商品開発に取り組み、金融機関等募集代理店を通じて保険商品を提供するとともに、お客様が年金や保険金等をお受け取りになるまで、丁寧なアフターフォローを行っています。

これからもお客様のニーズにきめ細かくお応えする商品・サービスの提供に努め、お客様から選ばれ続ける生命保険会社を目指してまいります。

■ 沿革

- 1907年 「横浜生命保険株式会社」として営業開始
- 1935年 社名を「板谷生命保険株式会社」と改称
- 1947年 新会社「平和生命保険株式会社」発足
- 2000年 社名を「エトナヘイワ生命保険株式会社」と改称
- 2001年 社名を「マスマチュアル生命保険株式会社」と改称
- 2018年 日本生命保険相互会社との経営統合による新体制発足
- 2019年 社名を「ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社」と改称
- 2021年 日本生命保険相互会社の完全子会社化

■ ご検討にあたってご確認いただきたい事項

様々なリスクに備えるための保険には大きく分けて公的保険と民間保険の2種類があります。民間保険は公的保険を補完する面もあることから、公的保険の保障内容を理解したうえで、必要に応じた民間保険に加入することが重要です。

公的保険制度についてはこちら



「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

CONTENTS

■ 商品パンフレット	1
■ 契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）	13
■ お客さまへの送付書類のご案内	31
■ WEB版 ご契約のしおり・約款のご案内	

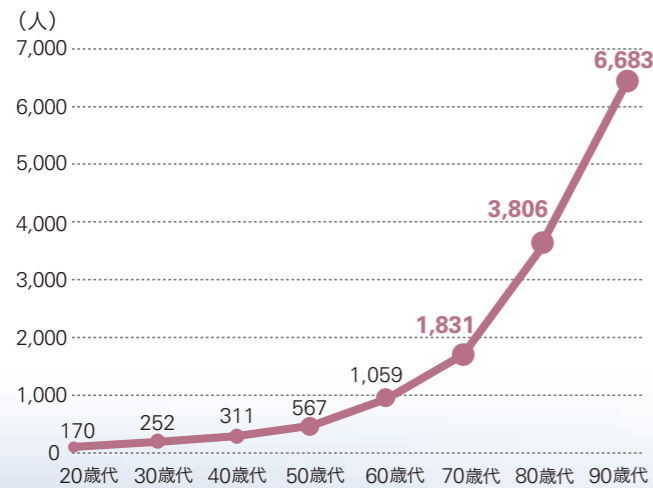
「ご契約のしおり・約款」はニッセイ・ウェルス生命ホームページに掲載しています（WEB版）。冊子でのお受け取りを希望される場合は、ニッセイ・ウェルス生命カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

人生 100 年時代、 ご家族のためのこす資金で、ご自身のための備えも

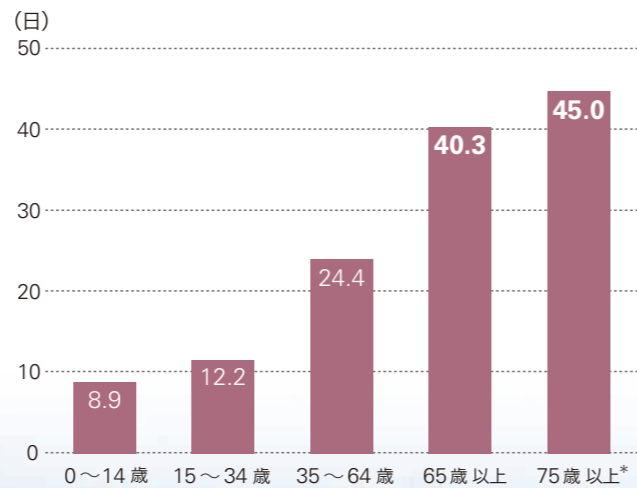
万一の場合の死亡保障を確保しつつ、
その資金を減らすことなく
病気やケガへの保障も準備できます。

■高齢になるほど高まる入院のリスク

● 年齢階級別の入院受療率（人口 10 万対）



● 年齢階級別退院患者の平均在院日数



* 65歳以上の値に含まれます。

【出典】厚生労働省「令和2年患者調査の概況」をもとに
ニッセイ・ウェルス生命が作成



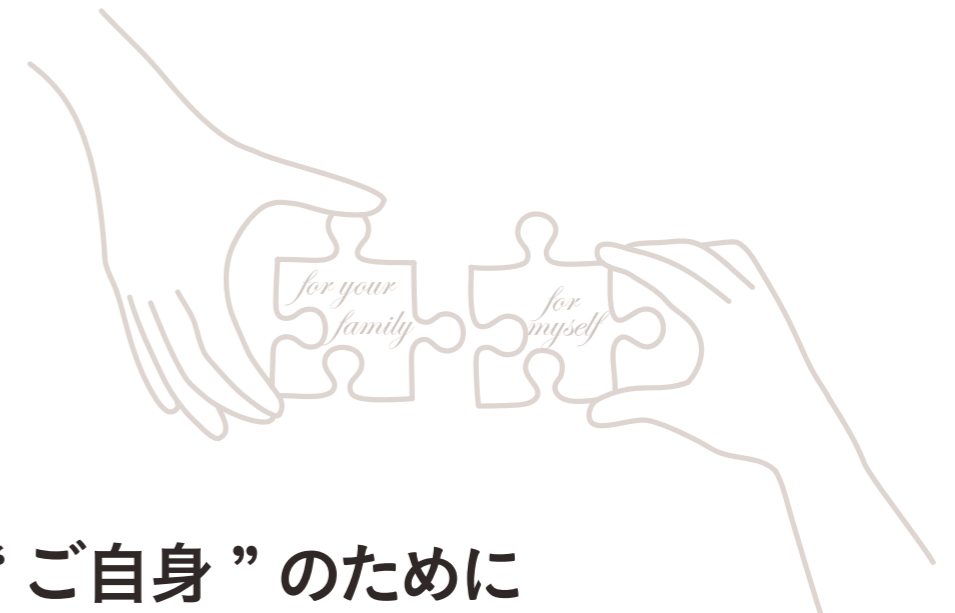
“ご家族”のために

一時払保険料相当額の死亡保障をご家族へのこせます。

- あらかじめ死亡保険金受取人や受取割合を指定することができます。
- 必要書類が揃えば、すみやかに死亡保険金を受取れます。
- 生命保険には相続税の非課税枠があります。

生命保険金の非課税枠 = 500 万円 × 法定相続人数*

*契約者（＝保険料負担者）と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金と合算の上、「生命保険金の非課税枠（500 万円 × 相続税法で定める法定相続人数）（相続税法第 12 条）」が適用されます。



“ご自身”のために

病気やケガによる入院・手術・放射線治療を一生涯保障します。

- 給付金を受取っても死亡保険金額は減りません。
- 被保険者がお受取りになる給付金は、非課税で受取れます。

さらに

入院しなかった場合も、
給付金を受取れます。




入院給付金のお支払いがなかった場合、3年ごとに健康給付金を受取れます。

※健康給付特則が付加されています。

この保険のリスクと費用について



ご注意

- この保険にかかる費用は、ご契約時の費用、保険期間中の費用、外国通貨のお取扱いに必要となる費用の合計額です。
- 外貨建の場合、為替相場の変動によって損失が生じるおそれがあります。
- 費用とリスクの詳細については  **注意喚起情報** を必ずご覧ください。

一時払保険料相当額の
死亡保障を確保しながら、

一生涯の死亡保障

- 万一の場合、指定通貨建で一時払保険料と同額の死亡保険金を受取れます。
- 入院等により給付金のお受取りがあった場合でも、死亡保険金額が減少することはありません。

病気やケガへの備えが
一生涯続きます。

病気・ケガへの備え

- 病気やケガによる入院・手術・放射線治療を一生涯付金は、指定通貨建でお支払いします。
- 入院給付金は、疾病入院、災害入院それぞれ通算1,095日までお支払いします。

さらに
入院しなかった場合
健康給付金が
受取れます。

- 入院給付金のお支払いがなかった場合、健康給付金として、入院給付金日額の10倍の金額を3年ごとに受取れます。

【イメージ図】

健康給付金

入院給付金のお支払いがなかった場合、**3年ごと**にお支払いします。

支払金額：**入院給付金日額の10倍**

日帰り入院
から保障

疾病入院給付金

病気で入院した場合
お支払いします。

支払金額：
入院給付金日額×入院日数

災害入院給付金

ケガで入院した場合
お支払いします。

支払金額：
入院給付金日額×入院日数

何年度でも
保障

手術給付金

手術を受けた場合
お支払いします。

支払金額：
入院給付金日額の10倍

放射線治療給付金

放射線治療を受けた場合
お支払いします。

支払金額：
入院給付金日額の10倍



ご注意

ご契約前の病気やケガについて

責任開始日前の疾病または傷害を原因とする場合は、給付金のお支払い対象とはなりません。

※ 責任開始日から2年経過後に開始した入院などについては、責任開始日以後の原因によるものとみなして取り扱います。詳細については、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

簡単な告知で 申込可能

医師の診査は不要です。
※ 告知の内容によっては、ご契約をお引受けできない場合があります。

外貨建の場合も、給付金は 円で受取り可能

為替手数料は**無料**です。
※ 円換算時の為替レート：TTM(対顧客電信仲値)

日帰り入院

入院基本料などの支払いが必要となる、入院日と退院日が同じ日の入院をいいます。
医療機関で交付される領収証の「入院料等」欄に診療報酬点数が記載されている場合、「日帰り入院」となります。

【最低一時払保険料】

指定通貨	最低一時払保険料
米ドル	30,000米ドル*
豪ドル	30,000豪ドル*
円	500万円

*円入金時は300万円

契約初期費用



ご注意

給付金のお支払いには制限があります。

お支払事由の詳細については、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

一時払保険料

死亡保険金

一時払保険料と同額

外貨建の場合も、円で受取りが可能です。
※ 死亡保険金、解約払戻金を円で受取る際の、円換算時の為替レート：TTM(対顧客電信仲値)−50銭

解約払戻金

一時払保険料相当額の80%



ご注意

解約払戻金について

保険期間中の解約払戻金は抑制されており、契約日から11年間は一時払保険料相当額の80%、その後、毎年一時払保険料相当額の1%の金額が増加し、契約日から30年経過後は一時払保険料相当額となります。
したがって、契約日からの経過年数が30年未満における解約の場合、解約払戻金額は一時払保険料より少ない金額となります。

解約払戻金

一時払保険料相当額

保険期間：終身

責任開始日(契約日)

11年

30年

一生涯の医療保障

一生涯の死亡保障

入院したときの給付金

疾病入院給付金

病気で入院した場合に受取れます ▶ **入院給付金日額 × 入院日数**

以下のいずれにも該当する入院が支払の対象となります

- 責任開始日以後に発病した病気の治療を目的とした入院
- 病院または診療所における入院
- 1日以上入院



災害入院給付金

ケガで入院した場合に受取れます ▶ **入院給付金日額 × 入院日数**

以下のいずれにも該当する入院が支払の対象となります

- 責任開始日以後に発生した不慮の事故による、ケガの治療を目的とした入院
- 上記の事故の日から、その日を含めて180日以内に開始した入院
- 病院または診療所における入院
- 1日以上入院



※ 疾病入院給付金と災害入院給付金は重複してお支払いしません。

支払われない場合（治療を目的としない入院の例）



以下のような入院は、支払の対象とはなりません

- 美容上の処置による入院
- 単なる診断のための検査による入院
- 正常分娩による入院 など

※ 事例は作成日現在のものであり、将来変更されることがあります。

入院しなかったときの給付金

健康給付金

入院がなかった場合に受取れます ▶ **入院給付金日額の10倍**

以下のいずれにも該当した場合に支払の対象となります

- 対象期間（契約日から3年ごとの期間）中の入院に対して、疾病入院給付金または災害入院給付金のいずれも支払われなかったとき
- 対象期間満了時に被保険者が生存していたとき



手術・放射線治療を受けたときの給付金

手術給付金

所定の手術を受けた場合に受取れます ▶ **入院給付金日額の10倍**

以下のいずれにも該当する手術が給付の対象となります

- 責任開始日以後に生じた病気や、不慮の事故によるケガの治療を目的とした手術
- 病院または診療所における手術
- 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表において、手術料の算定対象として列挙されている手術



ただし、以下の手術を除く

- ① 傷の処理（創傷処理・デブリードマン*1）
- ② 切開術（皮膚、鼓膜）
- ③ 骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術*2
- ④ 抜歯手術
- ⑤ 鼻腔粘膜焼灼術、下甲介粘膜焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術
- ⑥ 異物除去（外耳、鼻腔内）
- ⑦ 角膜・強膜異物除去術、結膜下異物除去術および結膜結石除去術

*1 感染、壊死組織を除去し創傷を清浄化することで、他の組織への影響を防ぐ外科処置。

*2 骨折（骨が皮膚に飛び出していない場合）や脱臼等の治療で、メスなどを使わず皮膚の上から手などを使って正常な状態に戻す処置。

放射線治療給付金

所定の放射線治療を受けた場合に受取れます ▶ **入院給付金日額の10倍**

以下のいずれにも該当する放射線治療が給付の対象となります

- 責任開始日以後に生じた病気や、不慮の事故によるケガの治療を目的とした放射線治療
- 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表において、放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療（血液照射を除く）
- 病院または診療所における放射線治療



⚠️ **給付金支払の対象となる放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、給付金を支払いません。**

支払われない場合（手術料の算定対象外となる手術の例）



以下のような手術は、支払の対象とはなりません

- 美容整形上の手術
- 病気を直接の原因としない不妊手術
- 診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術 など

※ 事例は作成日現在のものであり、将来変更されることがあります。

よくあるご質問

Q.1 告知項目について教えてください。

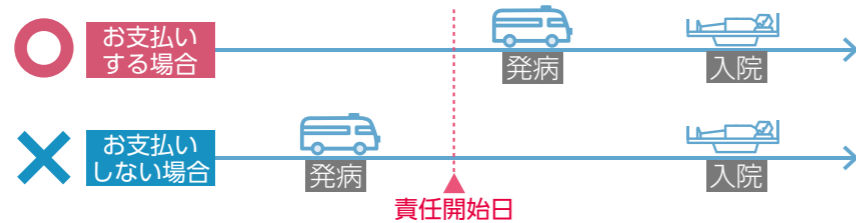
A 以下のA・Bの質問に対する答えがすべて「いいえ」の場合にお申込みいただけます。

A	最近3カ月以内に、医師より入院・手術・検査をすすめられたことがありますか。
B	過去5年以内に、下記の病気で、医師の診察・検査・治療・投薬をうけたことがありますか。
がん・しゅよう	悪性新生物・上皮内新生物 (肉腫・白血病・骨髄異形成症候群(MDS)・悪性リンパ腫・骨髄腫・骨髄線維症・カルチノイド・悪性消化管間質しゅようなどは悪性新生物に含む)
心臓	心臓病および冠動脈疾患(心筋こうそく・狭心症・虚血性心疾患・心臓弁膜症・心筋症・先天性心疾患・心不全・不整脈など心機能に障害をきたす疾患)
脳・精神・神経	脳卒中(脳こうそく・脳内出血・くも膜下出血などの脳血管障害)・脳および神経の病気・精神疾患・認知症・アルツハイマー病

Q.2 責任開始日前に発病した病気は、保障の対象となりますか?

A 給付金は、責任開始日前に発生した不慮の事故による傷害または疾病を原因とする場合には、お支払いできません。

(例) 責任開始日以後に [肝炎] で入院された場合

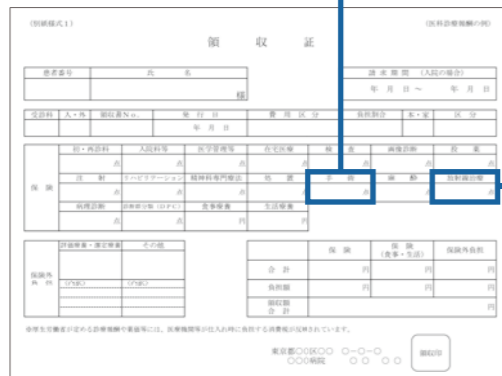


※ 責任開始日から2年経過後に開始した入院などについては、責任開始日以後の原因によるものとみなして取り扱います。詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

Q.3 手術や放射線治療が、給付の対象かどうかを確認する方法はありますか?

A 医療機関で交付される領収証等で、ご確認いただけます。

【イメージ図】



- **手術給付金**
「手術」欄に診療報酬点数が記載されている場合、手術給付金のお支払対象となります。
※ 一部例外があります(6ページ「手術給付金」ご参照)
- **放射線治療給付金**
「放射線治療」欄に診療報酬点数が記載されている場合、放射線治療給付金のお支払対象となります。
※ 一部例外があります(6ページ「放射線治療給付金」ご参照)

※ 領収証のイメージは実際のものとは異なることがあります。また、記載内容は法令の改正等により変更される場合があります。

Q.4 退院後の再入院の場合、入院給付金は何日分受取れますか?

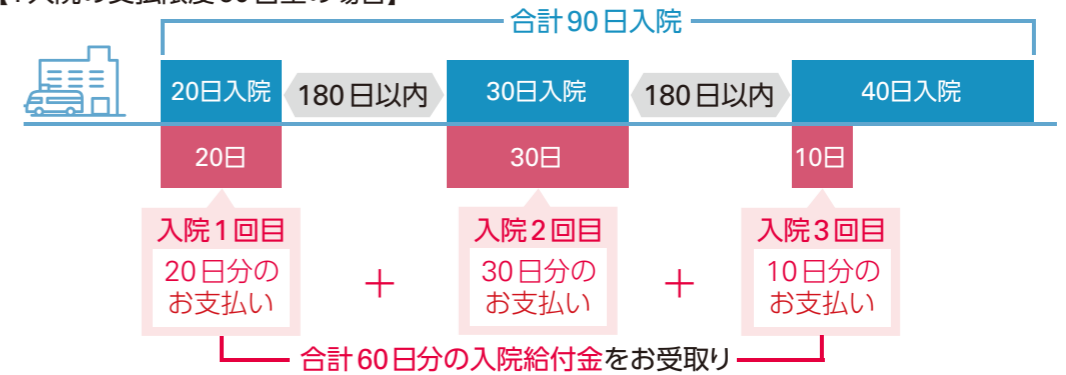
A 退院後の再入院でも、継続した1回の入院とみなす場合があります。

支払事由に該当する入院を2回以上した場合でも、以下の場合は1回の入院とみなして支払限度を適用します。

- ① 同一の病気で、前回の入院の退院日の翌日からその日を含めて**180日以内**に入院した場合。
- ② 同一の事故を原因とするケガにより入院した場合。

(例) 同一の病気による2回以上の入院を1回の入院とみなす場合

【1入院の支払限度60日型の場合】



Q.5 ホスピスへの入院は、入院給付金の支払対象になりますか?

A 以下の条件をすべて満たす場合、入院給付金の支払対象です。

- ホスピス*が約款に定める病院または診療所に該当する場合
- 治療を目的とした入院である場合

ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設の入院は、入院給付金のお支払い対象となりません。

*主に末期がん患者に対して緩和治療や終末期医療(ターミナルケア)を行う施設

Q.6 海外で入院しました。給付金は請求できますか?

A ご請求は可能です。

ただし、医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所と同等の医療施設での入院や手術等であることが必要です。

ご請求の際には、入院先の病院の診断書原本に加えて、英語以外の場合は診断書の翻訳をご提出いただけます。なお、給付金のお振込口座は日本の本人口座に限りです。

よくあるご質問

Q.7 健康給付金の受取方法を教えてください。

A ご契約者からの請求が必要となります。

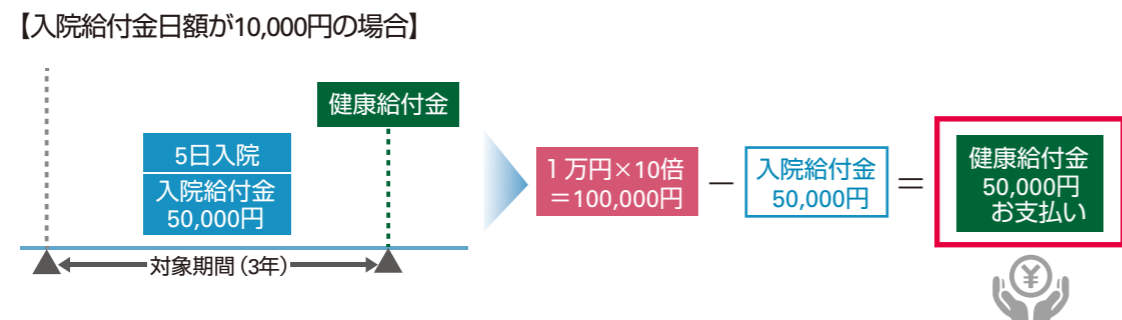
健康給付金の支払事由が生じた場合、ニッセイ・ウェルス生命よりお知らせを郵送します。健康給付金はいったんニッセイ・ウェルス生命所定の利率で据え置かれ、ご契約者からの請求によりお支払いします。

Q.8 入院給付金を受取ったら、健康給付金は受取れないのですか？

A 入院給付金の合計額の方が少ない場合は、差額を受取れます。

入院給付金を受取った場合も、対象期間中の入院給付金額の合計が、入院給付金日額の10倍を下回る場合には、その差額を健康給付金として受取れます。

(例) 健康給付金をお支払いする場合



〈ご参考〉

「病院または診療所」とは？

入院給付金などの支払事由にある「病院または診療所」とは、以下のいずれかに該当するものを指します。

- ・医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(柔道整復師法に定める施術所を含みます)。ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。
- ・上記と同等の日本国外にある医療施設。

「公的医療保険制度」とは？

手術給付金などの支払事由にある「公的医療保険制度」とは、健康保険法・国民健康保険法・国家公務員共済組合法・地方公務員等共済組合法・私立学校教職員共済法・船員保険法・高齢者の医療の確保に関する法律のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。



お支払いについての詳細は「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

無料 健康お役立ちダイヤル

ご契約後のサービス

健康や医療について
相談したい

ご利用対象者

契約者および被保険者
その同居の家族

24時間365日

相談料・通話料無料

24h

まいにち健康相談 365

経験豊かな医師、保健師、看護師などの相談スタッフが、健康・医療・介護・育児・メンタルヘルスなどに関するご相談に、きめ細かくアドバイスいたします。

こんな時に
ご利用ください



旅行中に
熱が出た。
近くの病院を
知りたい。



応急手当は？

治療法について
別の医師の
意見を聞きたい

ご利用対象者

契約者および被保険者

9:00 ~ 18:00

(日曜・祝日・12/31~1/3を除く)

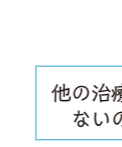
セカンドオピニオン受診費用無料

ホスピタル
ネットワーク

セカンドオピニオン手配サービス

病名などが判明している病症状に関して、現在の診断や今後の治療方針・方法などについて、総合相談医(※)の意見(=セカンドオピニオン)を面談、電話、オンライン面談にて聞くことができます。

こんな時に
ご利用ください



他の治療法は
ないの？



手術を
すすめられた
けど...

※主治医からの紹介状をもとに、医療機関でセカンドオピニオンを提供する医師です。総合相談医の判断により、別の専門医への紹介状を発行することがあります。

より専門的な
治療を
受けたい

ご利用対象者

契約者および被保険者

9:00 ~ 18:00

(日曜・祝日・12/31~1/3を除く)

受診手配にかかる費用無料

ホスピタル
ネットワーク

受診手配サービス

通院先の医療機関では対応できない専門的な治療が必要な場合に、ティーベック株式会社の医療機関ネットワークからその治療を受けられる医療機関を探し、受診手配します。

【一定条件について】

- ・対応できない治療法や手術方法が必要と主治医が判断
- ・お客さま(患者本人)がその内容を理解し、希望している
- ・手配先の医療機関に、その専門分野の医師が在籍し、患者の受入、治療が可能な場合
- ・お客さま(患者本人)が手配先の医療機関での受診を了承している
- ・主治医側も納得し、紹介状(診療情報提供書)を準備できる



健康お役立ちダイヤルの内容やお問い合わせ電話番号については、契約後、保険証券に同封されるチラシをご覧ください。

【各サービスの注意事項】

まいにち健康相談365

・本サービスは、あくまで健康相談の範疇で行われる助言や指導であり、傷病についての診断や治療方法の指示は行いません。

セカンドオピニオン手配サービス/受診手配サービス

・病名等が判明している場合に限り、ご利用いただけます。ただし、すでに終了している治療についてのご相談はお受けできません。

・日常的にみられる病状で専門性を必要としないご相談、入院・転院を目的としたご利用はできません。・救急に関するご要望には対応できません。

・医療過誤、交通事故その他第三者の行為により生じた傷病および紛争係属中の傷病に関するご相談はお受けできません。

・心療内科・精神科・美容外科・歯科および口腔外科など対象とならない診療科があります。

・受診手配サービスはティーベック株式会社(以下、「ティーベック」)が適当と判断した場合に限り手配するもので、原則三大疾病(悪性新生物(がん)・脳血管疾患・心疾患)が対象となります。

・診察関連資料(紹介状(診療情報提供書)、各種検査データ、カルテの写しなど)が必要となる場合がありますが、その際の診察関連資料はご利用者様ご自身でご用意ください。・ご利用の際の交通費、診察などにかかる費用は自己負担となります。

・地域や医師、医療機関の指定はできません。なお、セカンドオピニオンの面談場所はティーベックが指定した場所となります。

・総合相談医による専門医への紹介状の発行や専門医の診察は、ティーベックのサービス外となります。

・電話によるセカンドオピニオンサービスをお聞きいただくことも可能ですが、専門医の紹介はできません。

・セカンドオピニオン手配サービス:同一病名のご利用は原則年1回とさせていただきます。受診手配サービス:同一病名のご利用は1回とさせていただきます。

【各サービス共通の注意事項】

・本サービスは、業務委託先のティーベックが提供します。・発信者番号が非通知設定の状態ではご利用いただけません。

・国外の相談および国外からの相談などはお受けできません。

・プライバシーは厳守されますので、安心してご利用ください。ただし、生命の危険等、守秘の限界を超えるとティーベックが判断した場合を除きます。

・ご利用者の状況または相談内容により、相談の制限・停止をさせていただく場合があります。

・ティーベック提供の医療機関情報は、変更されている場合がありますので、受診などの際は、事前に医療機関などにご確認ください。

・ご利用の際の諸条件や、地域や内容によりご要望に沿えない場合がありますので、ご不明点はお問い合わせください。

・サービス提供の際の録音、録画、撮影のご要望には原則として応じられません。

・本サービスは2023年1月現在のものであり、将来予告なく変更もしくは中止される可能性があります。

「保険契約者代理特約」「指定代理請求特約」について

特約を付加するにあたり、費用はかかりません。

特約名称	特約概要	契約に関する手続きの代理	保険金等の請求の代理	契約内容照会
保険契約者代理特約	契約者が、契約に関するお手続きの意思表示が困難であると判断される場合などには、 契約者にかわり、保険契約者代理人 が所定の手続きを行うことができます。	○	○ 契約者と受取人が同一人の場合	
	⊕ ご家族登録制度 契約者は保険契約者代理人と契約内容を共有することができます。			○
指定代理請求特約	被保険者が受取人となる給付金について、被保険者が給付金の請求を行う意思表示が困難であると判断される場合などには、 被保険者にかわり、指定代理請求人 が給付金の代理請求を行うことができます。		○	

※意思能力の確認には、診断書等が必要となります。

保険契約者代理特約

たとえばこんなときに役立ちます！



契約者のためにまとまったお金が必要だけど認知症で解約の手続きができない…
どんな内容の保険に入っていたんだっけ…



保険契約者代理特約を活用すると…

あらかじめ指定された保険契約者代理人が
 保険契約者代理人の口座で受け取ることも可能です*。
 *財産の帰属先はあくまでも契約者本人であることから、
 契約者に所得税・住民税が課税されます。なお、保険契約者代理人の口座で受け取れる金額には制限があります。

保険契約者代理特約には「ご家族登録制度」が
 付帯されます。

「ご家族登録制度利用規程」はコチラ



■ 保険契約者代理人ができるお手続き例

○ 対象となるお手続き	✗ 対象外となるお手続き
<input type="checkbox"/> 保険証券再発行 <input type="checkbox"/> 住所変更 <input type="checkbox"/> 減額・解約 <input type="checkbox"/> 死亡保険金の請求 (死亡保険金受取人が契約者と同一人の場合) 等	<input type="checkbox"/> 契約者・保険契約者代理人・死亡保険金受取人の変更 <input type="checkbox"/> 指定代理請求人の指定・変更 <input type="checkbox"/> 指定代理請求人が代理することができる手続き 等

※お手続きの内容によっては保険金等の受取人の同意等が必要となる場合があります(例:解約等の出金を伴うお手続き)。



ご注意

- 代理手続きを行うにはニッセイ・ウェルス生命の承諾を得る必要があります。その他各種お取扱いには制限があります。
- 特約についてくわしくは **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。
- 税務のお取扱いは2023年1月現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。

指定代理請求特約

たとえばこんなときに役立ちます！



被保険者が入院中で意識がないため給付金を請求できない…



指定代理請求特約を活用すると…

あらかじめ指定された指定代理請求人が
 請求可能です。
 指定代理請求人の口座で受け取ることも可能です*。
 *財産の帰属先は指定代理請求人ではなく、
 給付金の受取人となります。

▼ 保険契約者代理人と指定代理請求人は、以下の範囲内から**1名指定**いただけます。

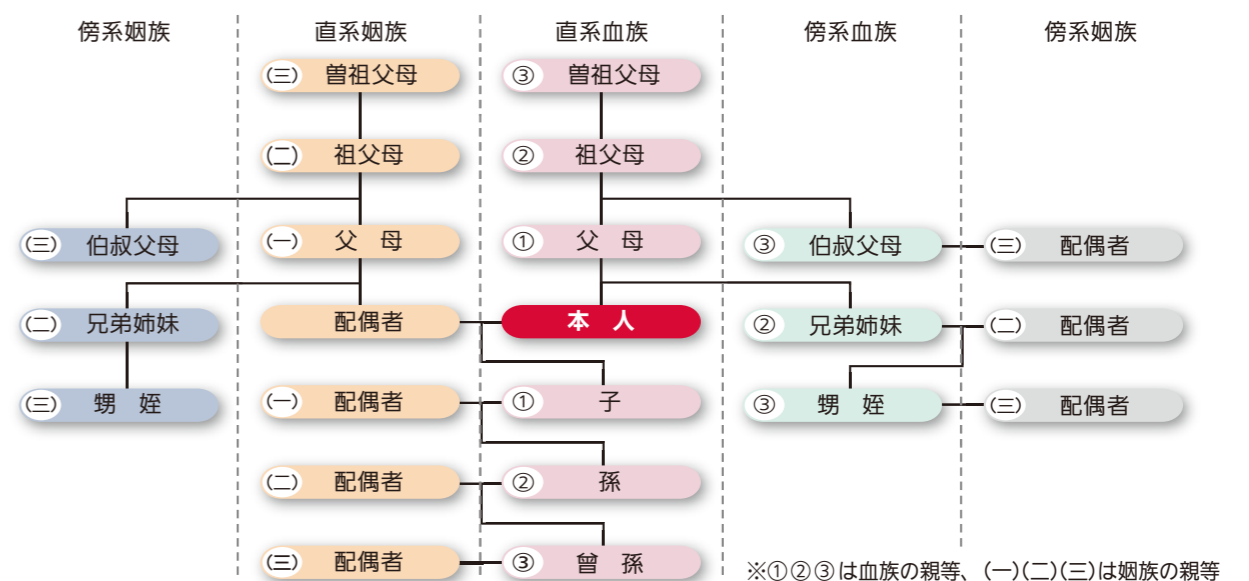
※死亡保険金受取人と同一人とするをおすすめします。

- ① 契約者の戸籍上の配偶者
- ② 契約者の直系血族
- ③ 契約者の兄弟姉妹
- ④ 契約者と同居または生計を一にしている3親等内の親族
- ⑤ 契約者と同居または生計を一にしている人
- ⑥ 契約者の財産管理を行っている人
- ⑦ 死亡保険金受取人
- ⑧ その他⑤⑥⑦と同等の関係にある人

※指定代理請求人については、上記の「契約者」を「被保険者」に読み替えます。

※代理手続きを行う時点において、上記の範囲内である必要があります。

【親等図】3親等内の親族については、以下親等図の範囲内となります。



※①②③は血族の親等、(一)(二)(三)は姻族の親等

契約概要

この「契約概要」は、ご契約内容等に関する重要な事項のうち、**特にご確認いただきたい事項**を記載しています。

▶ お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

この保険は、保険料一時払の終身医療保険です。

正式名称：指定通貨建一時払終身医療保険（低解約払戻金型）

1 引受保険会社について

- 名称：ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社 ※この書面中、以下「当社」といいます。
- 住所：〒141-6023 東京都品川区大崎2-1-1
- 電話：0120-001-262（カスタマーサービスセンター）
- ホームページ：www.nw-life.co.jp

2 この保険のしくみについて

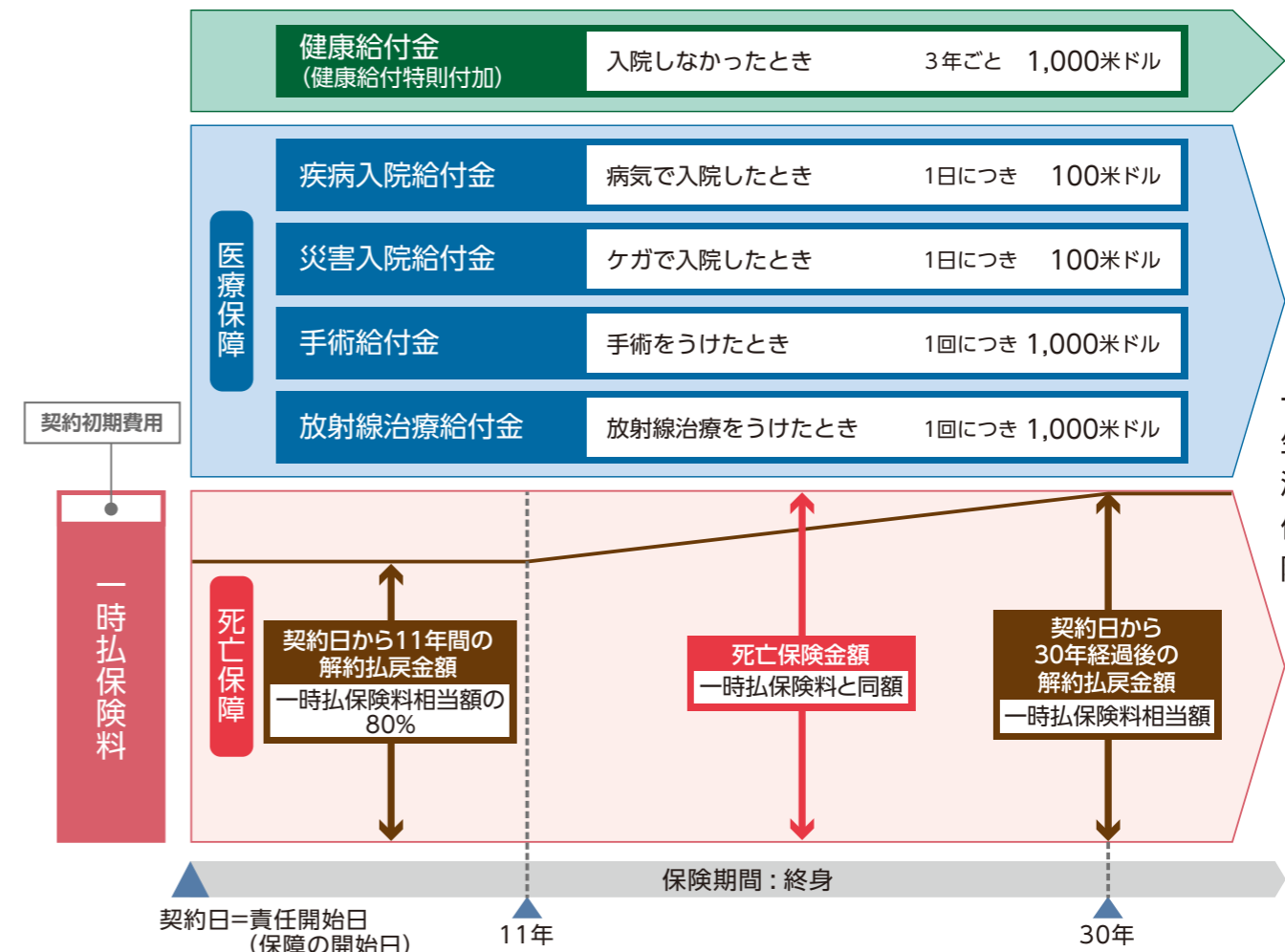
- この保険は、被保険者の終身にわたって、ケガや病気による入院、手術、放射線治療または死亡された場合に、所定の給付を行う保険料一時払の終身医療保険です。
- ご契約に適用される通貨（指定通貨）は、米ドル、豪ドルまたは円よりご指定いただきます。保険料の払込、給付金または保険金等の支払はその指定された通貨で行われます。
- 被保険者が、所定の入院や手術、放射線治療を受けた場合、給付金をお支払いします。
 - 日帰り入院（入院日と退院日が同日となる入院）から保障します。
 - 1回の入院についての支払限度日数（支払限度の型）を60日型・120日型からご選択いただけます。また、通算では1,095日を限度として保障します。
- 健康給付特則の付加により、入院給付金の支払がなく、3年ごとの対象期間満了時に生存されている場合、入院給付金日額の10倍の金額を健康給付金としてお支払いします。入院給付金の支払があっても、対象期間中の入院給付金の合計額が、入院給付金日額の10倍を下回る場合には、その差額を健康給付金としてお支払いします。
- 保険期間中に被保険者が亡くなられたときに、一時払保険料相当額の死亡保険金をお支払いします。
- 保険期間中の解約払戻金は抑制されており、契約日から11年間は一時払保険料相当額の80%、その後、毎年一時払保険料相当額の1%の金額が増加し、契約日から30年経過後は一時払保険料相当額となります。

【しくみ図】

指定通貨：米ドル、入院給付金日額：100米ドルの場合

契約初期費用（一時払保険料に対する割合）

米ドル・豪ドル	6%
円	3%



※当図はイメージをあらわしたものです。

3 この保険の為替リスクについて

指定通貨が米ドルまたは豪ドルの場合、**為替相場の変動により、保険金等の受取時円換算額が、一時払保険料や保険金等の契約時円換算額を下回り、損失が生じるおそれがあります。**

4 お客さまにご負担いただく費用があります。

くわしくは **注意喚起情報** 冒頭をご覧ください。

5 ご契約のお取扱いについて

契約年齢	20～80歳（契約日における被保険者の満年齢）		
保険期間	終身		
最低一時払保険料／ 入院給付金日額範囲	指定通貨	米ドル	豪ドル
	最低一時払保険料 （保険料単位）	30,000米ドル （1,000米ドル）	30,000豪ドル （1,000豪ドル）
		円入金時*1：300万円（10万円）	
		500万円 （10万円）	
	*1 保険料円入金特約が付加されます。 一時払保険料の取扱いは、次の入院給付金日額の最低額以上となります。		
	■ 入院給付金日額範囲		
	指定通貨	米ドル	豪ドル
	最低	30米ドル	30豪ドル
	最高	14,000円（円換算額*2）	
		14,000円	
	※入院給付金日額は、一時払保険料やご契約内容によって異なります。		
	■ 既契約がある場合の上限額（円換算額*2）について 同一被保険者において、今回お申込みの入院給付金日額と当社の定める他の保険契約の入院給付金日額を通算して、14,000円を超えることはできません。 ※既契約を通算する取扱いは将来変更されることがあります。		
	*2 円換算にあたっては、契約日が属する年度の当社が定める通算為替レートを用います。		
入院給付金の支払限度 （支払限度の型）	1回の入院についての支払限度日数として、次の型よりご選択いただけます。 60日型・120日型		
保険料払込方法	一時払のみ（指定金融機関口座への送金扱いのみ）		
契約者	被保険者の3親等以内のご親族		
死亡保険金受取人	被保険者の3親等以内のご親族から複数名お選びいただけます。 ※1%単位で合計が100%となるようご指定いただけます。		
その他取扱いについて	入院給付金日額の増額および契約者貸付の取扱いはありません。		
お引受けにあたっての 制限について	被保険者の健康状態、他の保険契約との通算金額等により、ご契約をお引受けできない場合がございます。また、お引受けできる場合でもご希望の金額ではお申込みいただけない場合があります。		

※ 上記の範囲内でも、被保険者の年齢や性別など、契約内容によっては、ご加入いただけない場合があります。
※ 具体的なご契約内容については、「契約申込書（情報端末のお手続き画面を含みます）」に記入していただきますので、お申込みの際には、この「契約概要」と「契約申込書」にてご確認ください。

6 配当金について

この保険に配当金はありません。

7 保障内容について

■ 被保険者が保険期間中に次のお支払事由に該当した場合、給付金・保険金が支払われます。

給付金・保険金の種類	お支払事由	支払額	受取人
疾病入院給付金	責任開始日以後に発病した疾病の治療を目的として入院したとき	入院給付金日額×入院日数	被保険者
災害入院給付金	責任開始日以後に発生した所定の不慮の事故の日から、その日を含めて180日以内に、傷害の治療を目的とした入院を開始したとき	入院給付金日額×入院日数	
手術給付金	責任開始日以後に生じた疾病や傷害の治療を目的として公的医療保険制度の給付対象となる所定の手術*1を受けたとき	入院給付金日額の10倍	
放射線治療給付金	責任開始日以後に生じた疾病や傷害の治療を目的として公的医療保険制度の給付対象となる所定の放射線治療（血液照射は除く）を受けたとき	入院給付金日額の10倍	
健康給付金 ※健康給付特則付加	対象期間中*2の入院に対して、疾病入院給付金または災害入院給付金のいずれも支払がなく*3、対象期間満了時に生存しているとき	入院給付金日額の10倍（健康給付倍率）	契約者
死亡保険金	亡くなられたとき	一時払保険料相当額*4	死亡保険金受取人

*1 ただし、次の場合は公的医療保険制度の給付対象であっても、手術給付金のお支払い対象外となります。
・傷の処理（創傷処理、デブリドマン） ・切開術（皮膚、鼓膜）
・骨または関節の非観血的な整復術、整復固定術および授動術 ・抜歯手術
・鼻腔粘膜焼灼術、下甲介粘膜焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術 ・異物除去（外耳、鼻腔内）
・角膜・強膜異物除去術、結膜下異物除去術および結膜結石除去術

*2 対象期間とは、契約日または健康給付金支払日（契約日から3年ごとの年単位の契約応当日）からその直後に到来する健康給付金支払日の前日までの期間をいいます。

*3 入院給付金の支払があっても、対象期間中の入院給付金の合計額が、入院給付金日額の10倍を下回る場合には、支払事由が生じたものとみなして、次の金額を支払います。
健康給付金の支払額＝（入院給付金日額の10倍）－（対象期間中の入院給付金の合計額）

*4 入院給付金日額が減額されたときは、その割合に応じて減額した金額となります。

※ 疾病入院給付金と災害入院給付金は重複してお支払いしません。
※ 同日に2つ以上の手術を受けられた場合、いずれか1つの手術についてのみお支払いします。
※ 同日に2つ以上の放射線治療を受けられた場合、いずれか1つの放射線治療についてのみお支払いします。また、給付金が支払われる放射線治療を受けられた日からその日を含めて60日以内に放射線治療を受けられた場合、放射線治療給付金はお支払いしません。
※ 健康給付特則のみの解約はできません。
※ この保険に高度障害保険金はありません。

給付金や保険金をお支払いする場合、お支払いできない場合について、くわしくは

ご契約のしおり・約款 をご覧ください。

8 入院給付金の支払限度について

- 1回の入院についての支払限度日数は、「支払限度の型」に応じて次のとおりとなります。

支払限度の型	1回の入院についての支払限度日数	通算支払限度日数
60日型	60日	1,095日
120日型	120日	

※支払限度日数、通算支払限度日数は疾病入院給付金・災害入院給付金のそれぞれに対して設定されます。

- 疾病入院給付金と災害入院給付金のいずれも通算支払限度に達した場合でも、ご契約は継続します。
- 次の場合、2回以上の入院でも1回の入院とみなして支払限度を適用します。
 - 同一の疾病によって、疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上された場合は、1回の入院とみなします。ただし、疾病入院給付金の支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。
 - 同一の不慮の事故によって、災害入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上された場合は、1回の入院とみなします。ただし、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。

9 健康給付金について

- 健康給付金は、支払事由が生じたときから、当社所定の利率により計算した利息をつけて据え置かれます。据え置かれた健康給付金は、ご契約者からの請求によりお支払いします。この場合、請求時点における健康給付金と利息の合計額の全額をお支払いします（一部金額でのお支払いはできません）。
- 入院給付金日額が減額などにより変更された場合、対象期間満了時点の入院給付金日額にもとづいて計算します。
- 給付金が支払われる入院をされた場合、次のように取扱います。
 - 入院が対象期間満了後も継続している場合、その入院は入院開始日の属する対象期間における入院とみなします。
 - 1回の入院とみなされる2回以上の入院について、最初の入院の入院開始日から最後の入院の退院日までの間に対象期間満了日が到来した場合、それらの入院は最初の入院開始日の属する対象期間における入院とみなします。

10 主な特約について

保険料円入金特約

外貨建の保険料を円で払込むことができます。

入院給付金等支払通貨指定特約

外貨建の給付金をご指定の通貨（円または指定通貨）で受取ることができます。

円支払特約Ⅱ

外貨建の解約払戻金・死亡保険金を円で受取ることができます。

保険契約者代理特約

ご契約者が保険契約に関する手続きができない当社所定の事情があるときに、ご契約者にかわり、保険契約者代理人が代理で手続きを行うことができます。

※受取人の変更など対象外となる手続きがあります。

※この特約には、保険契約者代理人へのご契約内容の情報提供にあたって「ご家族登録制度」が付帯されます。ご家族登録制度利用規程は当社ホームページをご覧ください。

指定代理請求特約

被保険者が受取人となる給付金について、受取人が給付金を請求できない当社所定の事情があるときに、給付金の受取人にかわり、指定代理請求人が給付金の請求（代理請求）を行うことができます。

- 特約の付加にあたって、換算基準日と適用為替レートは以下のとおりです。

付加する特約	対象	換算基準日	適用為替レート
保険料円入金特約	一時払保険料 (相当額)	一時払保険料(相当額)の受領日	TTM + 50銭
入院給付金等 支払通貨指定特約 (円で受取る場合)	・疾病入院給付金 ・災害入院給付金 ・手術給付金 ・放射線治療給付金 ・健康給付金	必要書類が当社の本店に到着した日 の翌営業日	TTM
円支払特約Ⅱ	・解約払戻金 ・死亡保険金	必要書類が当社の本店に到着した日	TTM - 50銭

※換算基準日が当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。

※TTM(対顧客電信仲値)は、当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。なお、1日のうちにTTM(対顧客電信仲値)の公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

※為替レートは、当社カスタマーサービスセンターまたは当社ホームページにてご案内しております。なお、ご案内した為替レートは当日中のみ有効です。

※上記の為替レートは2023年1月現在のものであり、将来変更されることがあります。

付加できる特約について、くわしくは  **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

11 解約払戻金について

- この保険は、解約払戻金を抑制するしくみで保険料を計算しています。
- ご契約を解約または入院給付金日額を減額した場合、解約払戻金をお受取りいただきます。
- 入院給付金日額を減額した場合、同じ割合で死亡保険金額および解約払戻金額も減額されます。また、減額分は解約したものととして取扱います。なお、減額後の入院給付金日額は、各指定通貨において次の金額以上での取扱いとなります。

米ドル	豪ドル	円
30米ドル	30豪ドル	1,000円

- 解約払戻金の計算方法は次のとおりです。

$$\text{解約払戻金額} = \text{一時払保険料相当額}^{*1} \times \text{解約払戻金支払割合}^{*2}$$

*1 入院給付金日額が減額されたときは、その割合に応じて減額した金額となります。

*2 解約払戻金支払割合は、契約日からの経過年数に応じた次の割合となります。

経過年数	11年未満	11年以上 12年未満	12年以上 13年未満	13年以上 14年未満	14年以上 15年未満	15年以上 16年未満	16年以上 17年未満	17年以上 18年未満	18年以上 19年未満	19年以上 20年未満	20年以上 21年未満
解約払戻金 支払割合	80%	81%	82%	83%	84%	85%	86%	87%	88%	89%	90%
経過年数	21年以上 22年未満	22年以上 23年未満	23年以上 24年未満	24年以上 25年未満	25年以上 26年未満	26年以上 27年未満	27年以上 28年未満	28年以上 29年未満	29年以上 30年未満	30年以上	
解約払戻金 支払割合	91%	92%	93%	94%	95%	96%	97%	98%	99%	100%	

- ご契約を解約された場合、以後の保障はなくなります。

この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して
特にご注意いただきたい事項を記載しています。

- ▶ お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

⚠️ お客さまにご負担いただく費用があります。

この保険にかかる費用は、ご契約時の費用、保険期間中の費用の合計額です。また、円貨と外国通貨を交換される場合等で、外国通貨のお取扱いに必要とされる費用があります。

【ご契約時の費用】

ご契約の締結等にかかる費用（契約初期費用）を一時払保険料から控除します。契約初期費用は、一時払保険料に対して下表の割合を乗じた金額となります。

指定通貨	契約初期費用（一時払保険料に対する割合）
米ドル・豪ドル	6%
円	3%

【保険期間中の費用】

次の費用を定期的に責任準備金から控除します。

- ・ご契約の締結に必要な費用
- ・ご契約の維持に必要な費用（健康給付特則の付加による特則の維持に必要な費用を含みます）
- ・給付金等の保障に必要な費用

これらの費用は、契約年齢・性別・経過期間等により異なりますので、一律には記載できません。

【外国通貨のお取扱いに必要となる費用】

- 外国通貨と円貨を交換する次の場合、適用される為替レートとTTM（対顧客電信仲値）*との差額を、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

適用為替レート	
保険料を円貨で払込む場合 【保険料円入金特約】	TTM + 50 銭
死亡保険金等を円貨で受取る場合 【円支払特約Ⅱ】	TTM - 50 銭

* TTM（対顧客電信仲値）は、当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。

※上記の為替レートは2023年1月現在のものであり、将来変更されることがあります。

※入院給付金等支払通貨指定特約の付加により給付金を円貨にてお支払いする場合、為替手数料のご負担はありません。

- 一時払保険料を外貨にてお払込みになる際、および給付金等を外貨でお受取りになる際に、金融機関所定の手数料等が必要となる場合があります。くわしくは、取扱金融機関にご確認ください。



為替相場の変動により、損失が生じるおそれがあります。

為替リスク

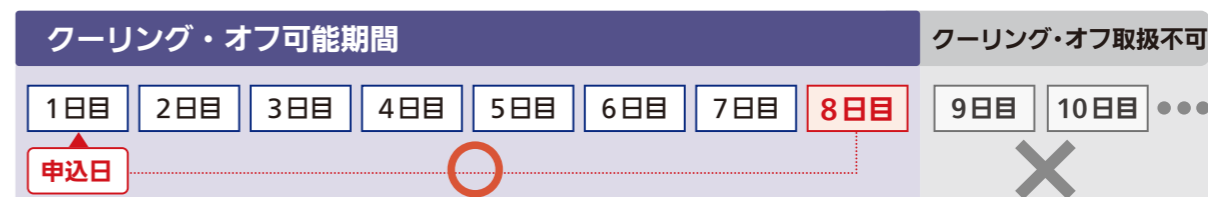
指定通貨が外国通貨の場合、為替相場の変動による影響（為替リスク）を受けます。

為替相場の変動により、保険金等の受取時円換算額が、一時払保険料や保険金等の契約時円換算額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

- 給付金の支払対象となる入院日数等が保険期間を通じて少ない場合は、結果として、預金等の他の手段で入院等に備えた方が有利となることがあります（例えば、解約時において給付金等の受取累計額と解約払戻金の合計額が、一時払保険料を下回る場合があります）。
- この保険の商品内容、リスク等に関するご注意事項をよくご確認ください。余裕資金をもってご加入ください。

1 クーリング・オフ制度（お申込みの撤回等）の対象となります。

- 保険契約の申込者またはご契約者（以下「申込者等」といいます）は、**保険契約の申込日から起算して8日以内**であれば、申込者等からの書面（郵送）または電磁的記録（電子メール）によるお申出により、その保険契約のお申込みの撤回または解除（以下「お申込みの撤回等」といいます）をすることができます。



※クーリング・オフ可能期間には、土・日・祝日等の休日を含みます。

- 保険契約のお申込みの撤回等の主な方法、申出先、取扱期限は以下のとおりとなります。

主な方法	申出先	取扱期限
書面（郵送）	〒141-6023 東京都品川区大崎2-1-1 ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社 カスタマーサービスセンター宛	8日以内の消印まで有効
電磁的記録（電子メール）*	co@nw-life.co.jp	8日以内の当社到達まで有効

* 当社ホームページ上からでも、電子メールによるお申出が可能です。くわしくは、当社カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

- 「保険契約のお申込みの撤回等をする旨」のほか、申込者等の氏名（書面の場合は自署）・住所・電話番号、被保険者の氏名、申込番号または証券番号、払込保険料（払込通貨）、募集代理店名、保険料の返金先口座（申込者等の本人名義）、申出日を明記してください。

次のページに続きます

- 募集代理店へお申出いただいても、クーリング・オフ制度は適用されませんので、ご注意ください。また、お電話や口頭でのお申出はできません。
- 保険契約のお申込みの撤回等があった場合は、当社に保険料としてお申込みいただいた金額をお払込み時の通貨で全額お返しします。
- 外貨建のご契約の場合、保険料円入金特約の付加有無により、保険契約のお申込みの撤回等（クーリング・オフ）に伴い、お返しする通貨が異なります（保険料円入金特約を付加しない場合は、外貨でのお返しとなります）。くわしくは、下記表をご参照ください。

保険料円入金特約 付加の有無	保険料のお払込み時の通貨	クーリング・オフに伴い お返しする通貨
付加する場合	円貨*1	円貨*3
付加しない場合	外貨*2	外貨*4

- *1 保険料円入金特約による通貨交換時に当社所定の手数料がかかります。
- *2 金融機関等で円貨を外貨に交換する場合、所定の手数料がかかります。また、お客さまの口座から当社指定の口座へ送金するための所定の手数料がかかる場合があります。
- *3 円貨でお払込みいただいた金額と同額をお返しします。
- *4 外貨でお払込みいただいた金額と同額をお返しします。ただし、外貨でのお返しとなるため、円貨のご資金を金融機関等で外貨に交換しお払込みいただいた場合、以下により、お返しする金額が円貨ベースでは元本割れすることがあります。
 - ① 円貨から外貨への交換に係る金融機関所定の手数料
 - ② 外貨から円貨への交換に係る金融機関所定の手数料
 - ③ 送金および着金に係る金融機関所定の手数料
 - ④ 為替差損(益)

- **次の場合には、保険契約のお申込みの撤回等を行うことはできません。**
 - ① 申込者等が法人の場合、または個人事業主(雇用主)が事業としてご契約された場合
 - ② 債務の履行を担保するための保険契約である場合
 - ③ 既契約の内容変更である場合
- 当社は、申込者等に対し、保険契約のお申込みの撤回等に伴う損害賠償または違約金その他の金銭のお支払いを請求しません。
- 保険契約のお申込みの撤回等の書面の発信時または電子メールの当社到達時に給付金等の支払事由が生じている場合には、保険契約のお申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、保険契約のお申込みの撤回等の書面の発信時または電子メールの当社到達時に、申込者等が給付金等の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

2 健康状態等について、告知いただく義務があります。

- ご契約者や被保険者には、健康状態等について告知していただく義務があります。当社が「告知書(情報端末のお手続き画面を含みます)」でおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 告知受領権は当社が有しています。生命保険募集人(代理店を含みます)は告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。
- 当社の社員または当社で委託した者が、ご契約のお申込後または給付金等のご請求の際、その内容等についてご確認させていただく場合があります。
- 告知いただくことがらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始の日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。
- 責任開始の日から2年を経過していても、給付金等のお支払事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。
- ご契約または特約を解除した場合には、たとえ給付金等をお支払いする事由が発生していても、これらをお支払いすることはできません(ただし、「給付金等のお支払事由」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、給付金等をお支払いすることがあります)。この場合には、解約払戻金があればご契約者にお支払いします。
- 上記のご契約または特約を解除させていただく場合以外にも、**例えば、「現在の医療水準では治療が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、給付金等をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消となる場合があります。また、すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。**
- 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」に対しても、一般のご契約と同様に告知義務があります。「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」の場合は「新たなご契約」の責任開始の日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。また、詐欺によるご契約の取消の規定等についても、「新たなご契約」の締結に際しての詐欺の行為がその適用の対象となります。したがって、**告知が必要な傷病歴等がある場合は、「新たなご契約」のお引受けができなかったり、その告知をされなかったために上記のとおりご契約が解除・取消となることもあります**のでご注意ください。
- 被保険者が入院中または余命宣告を受けている場合はお引受けができません。
※入院は一時帰宅、リハビリ入院を含み、入院予定が明らかな場合も同様のお取り扱いとなります。

3 保障を開始する時期について [責任の開始]

- 当社がご契約をお引受けすることを決定(承諾)した場合は、当社は一時払保険料(相当額)を受取った時(告知される前に受取ったときは告知の時)からご契約上の責任を負います。
- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- ご契約の成立後にご契約内容の変更等をされる場合にも、当社の承諾が必要になることがあります。

4 給付金等をお支払いできない場合について

次のような場合には、給付金や保険金をお支払いできないことがあります。

■責任開始日より前から発生した疾病や傷害を原因として、入院した場合または手術や放射線治療を受けた場合

ただし、責任開始日からその日を含めて2年を経過した後に、入院を開始した場合、手術や放射線治療を受けた場合は、責任開始日以後の原因によるものとみなして取扱います。

■死亡保険金の免責事由に該当した場合

- 責任開始日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺
- ご契約者または死亡保険金受取人の故意 等

■給付金の免責事由に該当した場合

- 薬物依存による疾病入院や手術または放射線治療
- ご契約者または被保険者の故意または重大な過失 等

■告知義務違反による解除の場合

■重大事由による解除の場合


- ご契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます)または死亡保険金受取人が給付金等を詐取する目的で事故を起こした(未遂を含みます)とき
- ご契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき 等

■ご契約者が給付金等を不法に取得する目的等でご契約を締結され、ご契約が無効となった場合

■ご契約者または被保険者の詐欺によりご契約を締結され、ご契約が取消しとなった場合

■給付金のお支払事由に該当しない場合

美容整形を目的とした手術、診断や検査のための手術 等

くわしくは  **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

5 お支払いに関する手続き等の留意事項について

- お客さまからのご請求に応じて、給付金・保険金等のお支払いを行う必要がありますので、給付金・保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに当社のカスタマーサービスセンターまでご連絡ください。
- お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、給付金・保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合、および給付金・保険金等のお支払期限については、「ご契約のしおり・約款」に記載されておりますので、あわせてご確認ください。
- 当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所等を変更された場合には必ずご連絡ください。
- 保険契約者代理特約を付加された場合は、保険契約者代理人に対し、契約内容および対象となる手続きについて代理で手続きできる旨、お伝えください。
- 被保険者が受取人となる給付金について、受取人がご請求できない特別の事情がある場合、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。指定代理請求人に対し、お支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

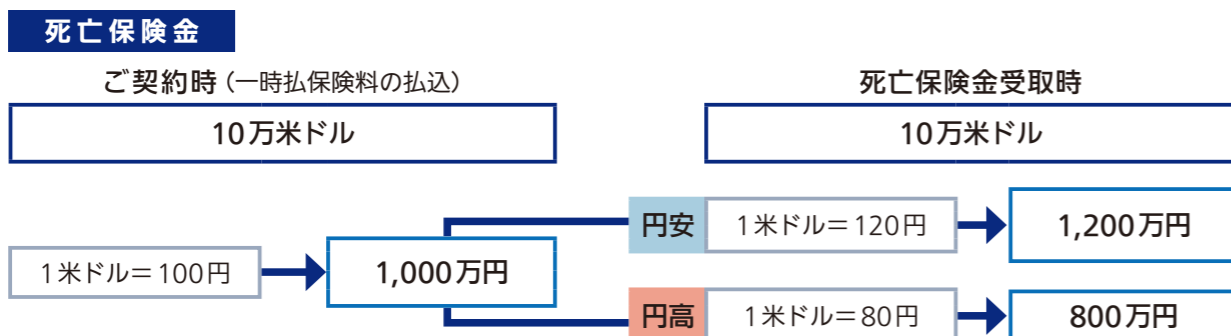
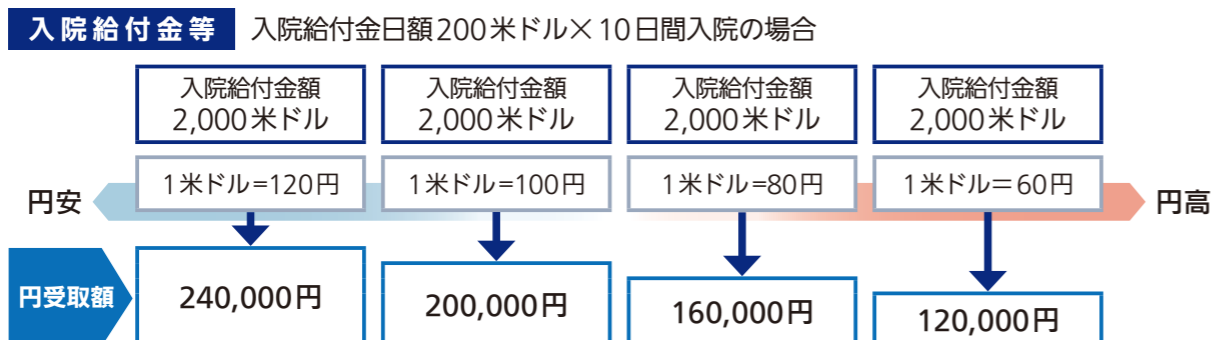
保険契約者代理特約、指定代理請求特約について、くわしくは  **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

6 為替リスクについて

指定通貨が米ドルまたは豪ドルの場合、円で給付金や保険金のお受取りをする際に、為替相場の変動による影響（為替リスク）を受けます。

- 給付金の受取時の円換算額が、ご契約時の為替相場による給付金の円換算額を下回ることがあります。
- 保険金等の受取時の円換算額が、ご契約時の為替相場による一時払保険料の円換算額を下回ることがあります。

○ 為替リスクの例（米ドル建の場合）



7 解約されたときの解約払戻金は、一時払保険料より少ない金額になることがあります。

- この保険は、解約払戻金を抑制するしくみで保険料を計算しています。
- お支払いする解約払戻金額は、契約日から11年間は一時払保険料相当額の80%、その後、毎年一時払保険料相当額の1%の金額が増加し、契約日から30年経過後は一時払保険料相当額となります。したがって、**契約日からの経過年数が30年未満における解約の場合、解約払戻金額は一時払保険料より少ない金額となります。**

8 保険契約の保護について 【生命保険会社の業務又は財産の状況が変化した場合】

保険会社の業務又は財産の状況変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

ニッセイ・ウェルス生命は「生命保険契約者保護機構」に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、ご契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構
TEL 03-3286-2820
月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

9 預金ではなく生命保険であることについて 【預金等との違いについて】

この保険はニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象とはなりません。

10 新たな保険契約への乗り換えについて 【現在ご契約中の保険契約の解約を検討されている場合】

現在ご加入されている保険契約を解約・減額して、新たな保険契約にご加入される際には、一般的に次のような場合、ご契約者にとって不利益となることがあります。

- 多くの場合、解約払戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 解約・減額された場合、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことになる場合があります。
- 現在ご加入されている保険契約を解約された場合、新たな保険契約のお取扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。
- 新たにお申込みの保険契約について、被保険者の健康状態等によりお断りする場合があります。
- 新たにお申込みの保険契約は、解約される保険契約と商品内容等が異なる場合があります。

11 税金のお取り扱いについて

■ 税務のお取扱いは2023年1月現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務のお取り扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。

■ 所得税の納付に際しては、復興特別所得税等の付加税が別途課税されますのでご注意ください。

〈一時払保険料について〉 ※健康給付特則付加

お申込みいただいた保険料は、払込まれた年の「一般の生命保険料控除」の対象となります。

〈保険期間中〉

■ 解約払戻金（解約差益）に対する課税

所得税（一時所得）+住民税の対象となります。

■ 疾病・災害入院給付金、手術給付金、放射線治療給付金に対する課税

被保険者がお受取りになる給付金は、非課税となります。

■ 健康給付金に対する課税

受取った健康給付金額に相当する保険料が所得計算上の必要経費となります。

・ 受取った健康給付金額より一時払保険料残額*が大きい場合：

課税されません。

・ 受取った健康給付金額より一時払保険料残額*が小さい場合：

健康給付金額と一時払保険料残額との差額が、所得税（一時所得）+ 住民税の対象となります。

*一時払保険料残額は、一時払保険料から、すでに受取った健康給付金の合計額に相当する保険料（入院給付金日額を減額された場合は、その解約払戻金額に相当する保険料を含む）を差し引いた金額（マイナスの場合はゼロ）となります。

※健康給付金の据え置きにより、据え置きにかかる利息は、その利息が付与された年度において所得税（雑所得）+ 住民税の対象となります。

■ 死亡保険金に対する課税

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税
本人	配偶者または子	本人	所得税（一時所得）+ 住民税
本人	配偶者（または子）	子（または配偶者）	贈与税

〈税務取扱上の換算基準日と適用為替レート〉

この保険は日本において契約される生命保険契約であることから、税金のお取り扱いにつきまして、一般的に下記の基準により外貨を円に換算した上で、円建の生命保険と同様に取扱います。

対象	換算基準日	適用為替レート*
保険料	一時払保険料の受領日	TTM（対顧客電信仲値）
解約払戻金	必要書類の当社到着日	TTM（対顧客電信仲値）
健康給付金	給付金の支払日	TTM（対顧客電信仲値）
死亡保険金	相続税・贈与税の対象となる場合	TTB（対顧客電信買相場）
	所得税の対象となる場合	TTM（対顧客電信仲値）

*当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における最終の値となります。

※保険料円入金特約を付加した場合、上記の保険料については、円でお払い込みいただいた金額となります。

※特約の付加により円でお受取りになる場合は、当社所定の為替レートによる円換算額を基準とします。

12 ご契約の生命保険に関するご相談窓口等について

■ 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談については下記へご連絡ください。

ニッセイ・ウェルス生命 カスタマーサービスセンター

☎ 0120-001-262

受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～17：00

※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただきます。

■ 指定紛争解決機関について

- ・ この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- ・ 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております（ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）。
- ・ なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

✉ お客さまへの送付書類のご案内

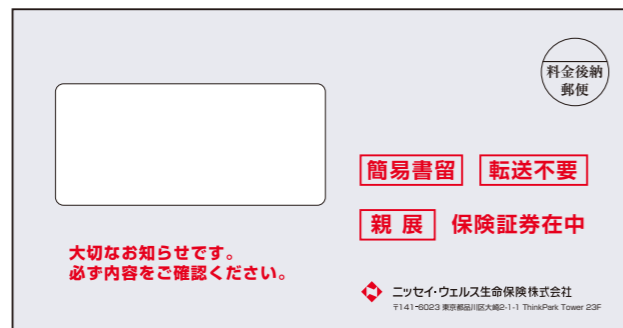
ご契約に関する重要な書類となりますので、お手元に届きましたら、内容をご確認のうえ大切に保管いただきますようお願いいたします。

※掲載している各書類は見本であり、発送時期は通常の場合となります。なお、記載内容や発送時期等は将来変更されることがあります。

ご契約成立時 保険証券・生命保険料控除証明書

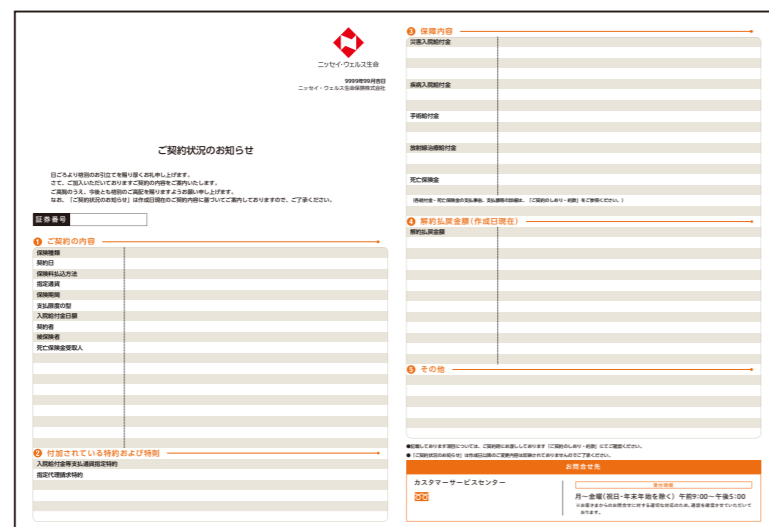
お申込みから10日目頃までに、ご契約者宛に簡易書留にてお送りします。ご契約内容が記載されておりますので、**申込内容と相違していないかご確認のうえ、大切に保管してください。**

● 保険証券用封筒



保険期間中 ご契約状況のお知らせ

毎年の契約応当日の翌月末に、ご契約者宛に普通郵便にてお送りします。保障内容等をご確認いただけます。



健康給付金の支払事由が生じた場合、ご契約者宛にお知らせを郵送します。健康給付金はいったんニッセイ・ウェルス生命所定の利率で据え置かれ、ご契約者からの請求によりお支払いします。

💻 WEB版 ご契約のしおり・約款のご案内

お客さま利便性向上のため、「ご契約のしおり・約款」をWEB版でご提供しております。WEB版とは、ニッセイ・ウェルス生命のホームページにて**閲覧・ダウンロードしていただける「ご契約のしおり・約款」**です。

※ご契約のしおり・約款は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものです。必ずご一読いただき、内容を十分ご確認ください。

💡 WEB版の特長 ・ 常時閲覧可能 ・ 冊子での保管不要 ・ 拡大して閲覧可能

WEB版の閲覧方法

📱 スマートフォンやパソコンから該当商品のページにアクセスして閲覧する場合

※アクセス後、契約日よりご覧いただく「ご契約のしおり・約款」を選択してください。



💻 ホームページから閲覧する場合

1 ニッセイ・ウェルス生命ホームページの「商品のご案内」より「 WEB版」ご契約のしおり・約款」をクリックしてください。

2 該当商品をクリックし、契約日よりご覧いただく「ご契約のしおり・約款」を選択してください。

📖 冊子をご希望のお客さま

お申込み時に、タブレット端末または申込書にて「ご契約のしおり・約款」の冊子をご希望いただければ、冊子をお送りいたします。

お申込み後でも、「ご契約のしおり・約款」の冊子をご希望される場合は請求いただくことができます。ご希望の場合は、カスタマーサービスセンターへお申し出ください。

※冊子の到着までには所要の日数がかかりますので、あらかじめご了承ください。

📞 ニッセイ・ウェルス生命 カスタマーサービスセンター ☎️ 0120-001-262

受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～17：00

※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。